部長及び参事官　　刑企発第227号
殿　　令和7年7月2日
所属長　　10年保存（口訓）
本部長

取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について（通達乙）

逮捕・勾留中の被疑者とその弁護人又は弁護人になろうとする者（以下「弁護人等」という。）との間の接見については、「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について（通達乙）」（令和６年３月22日刑企発第166号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところ、この度、運用の見直しを図り、下記のとおり実施することとしたので、引き続き弁護人等との接見に配慮し、適正な捜査活動を確保するようにされたい。

なお、本通達の実施をもって旧通達は廃止する。

記

１　被疑者に対する接見に関する告知

弁解録取の際に弁護人等との接見に関し、取調べ中において弁護人等と接見したい旨の申出があれば、直ちにその申出があった旨を弁護人等に連絡する旨を被疑者に対し告知すること。

２　取調べ中に被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合の措置

(1)　被疑者から弁護人等と接見したい旨の申出があった旨を直ちに弁護人等に連絡すること。

なお、申出を受けた警察官がその連絡を他の警察官に依頼した場合、連絡不実施を防止するために、事後において、速やかに連絡状況を確認すること。

(2)　連絡方法については、電話等適宜の方法によるものとし、電話により連絡する場合はナンバーディスプレイ機能を有する固定電話機を使用し、連絡を担当する警察官とその上位に当たる警察官の両名で弁護人等への連絡先を確認したうえで、その連絡先とディスプレイに表示された電話番号に相違がないか確認すること。

(3)　弁護人等の事務所に連絡したものの、当該弁護人等が不在の場合は、応対者に伝言を依頼し、留守番電話に切り替わった場合は、個人情報漏えい防止のため、被疑者の氏名や罪名等の個人情報や事件情報は伏せたまま、被疑者から接見したい旨の申出を受けたことによる連絡であること、及び折り返しの連絡を依頼する旨の伝言を残し、警察から連絡したことが記録されるよう

努めること。

(4)　実況見分、検証等に被疑者を立ち会わせて捜査を行っているような場合であっても、可能な限り早期に弁護人等に連絡すること。

(5)　弁護人等に連絡した場合は、その日時、内容等を留置部門に速やかに連絡すること。

3　取調べ前又は取調べ中の被疑者について弁護人等から接見の申出があった場合の対応

(1)　可能な限り早期に接見の機会を与えるようにし、取調べの予定があっても、当該取調べが予定どおり開始できる範囲で接見時間の調整が可能な場合にはその機会を与えるよう配慮するほか、現に取調べ中であっても、遅くとも、直近の食事又は休憩の際に接見の機会を与えるよう配慮すること。ただし、実況見分、検証等に被疑者を立ち会わせて捜査を行っているような場合や、実況見分、検証等の予定があるなど当該捜査の中断や予定変更が困難な場合は除くものとする。

(2)　弁護人等との接見に関して、検察官との調整を要する場合には、検察官に連絡し、協議を行うこと。

4　上記２又は３の申出があった場合の記録

(1)　被疑者又は弁護人等から上記２又は３の申出があった場合には、その申出及びこれに対して執った措置を当該申出を受けた捜査員が別記様式の接見申出記録簿に記録すること。

(2)　上記２の申出があり電話連絡した場合は、接見申出記録簿に立会警察官、連絡先を記載すること。

(3)　弁護人等から接見の申出があったものの、速やかな措置を講ずることができなかった場合には、理由を付してその旨を接見申出記録簿に記録すること。

(4)　接見申出記録簿については、捜査・公判上における必要のため検察官から要請があったときには、証拠化して送致すること。

別記様式

接見申出記録簿

<table>
<tr><td>被疑者氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>罪名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>申出を受けた者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>申出日時</td><td colspan="2">年　月　日　午前・後　時　分</td></tr>
<tr><td>申出者</td><td colspan="2">□被疑者　□弁護人等　氏名（　）</td></tr>
<tr><td>申出の方法</td><td colspan="2">□面談（取調べ時）　□書面　□電話　□その他（　）</td></tr>
<tr><td>申出の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>申出内容に関する特記事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">申出に対してとった措置</td><td>連絡者</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡日時</td><td>年　月　日　午前・後　時　分</td></tr>
<tr><td>立会警察官</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td>TEL：</td></tr>
<tr><td>連絡状況</td><td></td></tr>
<tr><td>その他参考事項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>